

小規模事業場の事業者・労働者の皆さまへ

無料で健康相談及び
訪問指導等が受けられます

地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、50人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者が行う自主的な産業保健活動を支援するため、労働者の健康の確保に関する相談対応等を行います。事業場を訪問し、当該事業場の状況を踏まえた産業保健に係る指導等を行います。



独立行政法人労働者健康安全機構
愛知産業保健総合支援センター
尾張北部地域産業保健センター
(愛知県医師会・尾北医師会・岩倉市医師会)

どんな相談に応じていただけますか？

1 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談(健康管理相談)

(ア) 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生規則第44条又は45条に規定する定期健康診断結果について、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査)等の有所見者に対し、登録産業医又は登録保健師が保健指導を行います。

なお、健康診断の結果に基づく労災保険の二次健康診断等給付の要件に該当しないとされた者について、当該給付にかかる産業医等による診断についても、保健指導を行います。

(イ) メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

不眠等、メンタルヘルス不調を自覚する労働者及び当該労働者を使用する事業者からの相談・指導を登録産業医又はメンタルヘルスに対応可能な医師である産業保健相談員若しくは登録保健師が行います。



2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取(意見聴取)

労働安全衛生法66条の4に基づき、健康診断の結果(異常の所見を有すると判断された労働者に係るものに限ります。)、健康を保持するために必要な措置について、事業者からの意見聴取に対し、登録産業医が意見陳述を行います。

また、治療と職業生活の両立支援等に関し相談を希望する労働者及び当該労働者を使用する事業者に対する相談・指導についても行います。

3 長時間労働者に対する面接指導(面接指導)

①労働安全衛生法第66条の8に基づき、労働安全衛生規則第52条の2第1項に規定する要件に該当する労働者(時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた者で、疲労の蓄積が認められ、面接指導の申出を行った者)

②労働安全衛生法第66条の9に基づき労働安全衛生規則第52条の8に規定する要件に該当する労働者(時間外労働が1月当たりで80時間以下で、事業場が定める必要な措置基準に該当する者であって、疲労の蓄積が認められ、面接指導の申出を行った者)

③労働安全衛生法第66条の8の2に基づき労働安全衛生規則第52条の7の2第1項に規定する要件に該当する労働者(新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務の従事者で時間外労働が1月当たり100時間を超えた者)

④労働安全衛生法第66条の8の4に該当する労働者(特定高度専門業務・成果型労働(高度プロフェッショナル)の対象者で時間外の健康管理時間が100時間を超えた者)

以上の者を対象として医師による面接指導を行い、労働安全衛生法第66条の8第4項に規定する面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、登録産業医による意見陳述を行います。

4 高ストレス者に対する面接指導

労働安全衛生法第66条の10に基づき、労働安全衛生規則第52条の15に規定する要件に該当する労働者(ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判定した者)を対象として面接指導を実施し、労働安全衛生法第66条の10第5項に規定する面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、登録産業医による意見陳述を行います。

5 個別訪問による産業保健指導

事業場への訪問を希望する小規模事業場に対して、登録産業医、登録保健師又は労働衛生工学専門員が事業場を訪問して、職場巡視、相談対応、労働衛生啓発事業の実施など、事業場の作業環境管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、産業保健に係る助言・指導等を行います。

対象地域及び対象者

犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町に事業場を有する**事業主**及び**労働者**の方

どこで行っているのですか？

- ① **医療機関** 病院・診療所など「健康相談窓口を開設している医療機関」
- ② **事業場** 地域産業保健センターと調整できた事業場
- ③ **その他の施設** 地域産業保健センターと調整できた事業場以外の施設
(商工会議所、医師会相談室等)

いつ相談できるのですか？

- ① **期間** 4月1日～翌3月15日まで
- ② **曜日** 原則平日ですが、相談者の要望と産業医等の都合を当センターが調整します。
- ③ **時間** 相談者の要望と産業医等の都合を当センターが調整します。

利用するにはどうすればいいのですか？

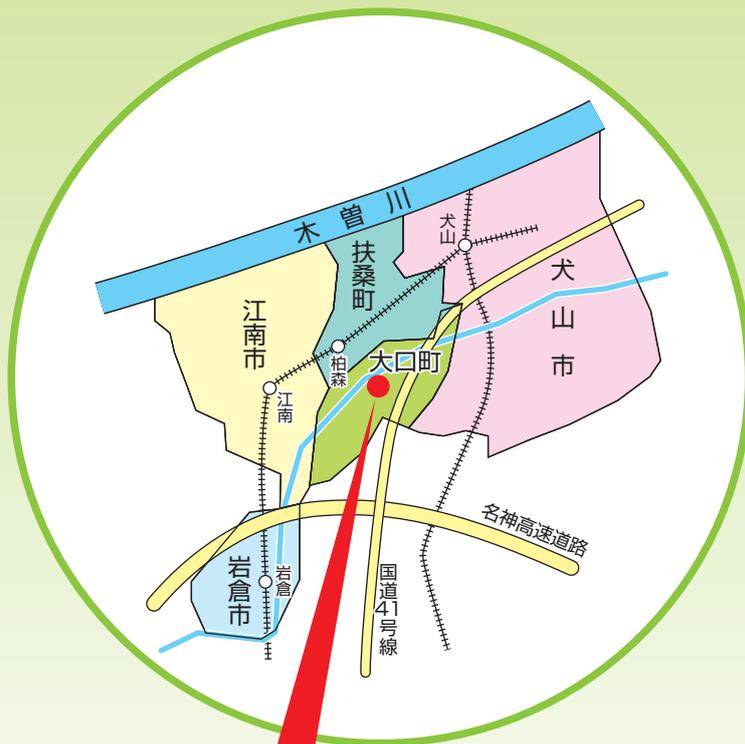
完全予約制ですので、尾張北部地域産業保健センターへお申し込みください。

月曜日～金曜日（除く祝日、年末年始）
9:00～12:00 13:00～16:00

ホームページ <http://www.bihoku.aichi.med.or.jp/>
から地域産業保健センターへアクセスしてください。
「**健康相談・面接指導利用申込書**」は、
ホームページからダウンロードできます。



丹羽郡大口町下小口六丁目122-2（尾北医師会館内）
TEL0587-95-7020 FAX0587-95-7021



利用のお申し込みは

尾張北部地域産業保健センター

〒480-0144 丹羽郡大口町下小口六丁目122-2 (尾北医師会館内)

TEL.0587-95-7020 FAX.0587-95-7021

ホームページ <http://www.bihoku.aichi.med.or.jp/>
E-mail sanpo@bihoku.aichi.med.or.jp